

ブロードバンド市場の通信規制と競争法(下)

滝川 敏明

4 通信規制によるオープン・アクセス義務づけ

反トラスト当局あるいは裁判所が反トラスト法によりオープン・アクセスを命令できない場合においても、FCCが通信規制によりオープン・アクセスを命令することができる。この命令は、1934年通信法以来のコモンキャリア規制及び1996年電気通信法が地域通信事業者に義務づけるアンバンドル等のアクセス提供義務によるものである。ケーブル会社への合併規制を除いては、米国反トラスト当局はブロードバンド市場に反トラスト法を適用していない。これは、通信規制による地域通信会社の回線開放(オープン・アクセス)義務が反トラスト法上の義務よりも広範なためである。通信規制によるオープン・アクセス義務は過剰に介入的ではないのか。通信規制を緩和して反トラスト法基準に近づけるべきではないのかを検討する必要がある。

(1) 高度サービスの規制免除と公益見地からの規制免除

1934年通信法は、通信事業者すべてにコモンキャリア義務を課してきた。しかし、通信とコンピュータの融合により先進的情報サービスが開発されてきたことに対応して、これらの「高度サービス：enhanced service」には、自由競争を尊重する見地から通信規制を

目 次

はじめに

- 1 電気通信規制におけるブロードバンドの位置づけ
- 2 コモンキャリア規制から競争ボトルネック規制への転換
- 3 ブロードバンド垂直統合による競争者排除と競争法
(以上前号)
- 4 通信規制によるオープン・アクセス義務づけ
(以下本号)
- 5 ブロードバンドに対応するわが国の通信規制——現状と改善方向
むすび

控える政策をFCCは実施してきた。

地域通信への参入を促進するため1996年電気通信法は、コモンキャリア規制を拡大するアンバンドル等の義務を地域通信事業者に課した。ただし1996年法は、高度サービスに通信規制を免除するFCC施策を取り入れている。地域通信に関する規定(251条)を適用するのは「電気通信：telecommunications」事業者に対してだけであり、「情報サービス：information service」事業者には適用しない。「情報サービス」は、FCCが用いてきた「高度サービス」にほぼ重なる規制区分である。

さらなる自由化措置として1996年法は、公益見地から通信規制を控える権限をFCCに与えた。このため基本サービスについてもFCCは、規制しない方が公益を増進するとみなす場合には、通信規制を控えることができる。

(2) BOCsに対する高度サービスの子会社営業義務づけ

反トラスト判決により、旧AT&Tは1994年に地域通信会社（BOCs）と長距離通信会社（AT&T）に分割された。本判決の趣旨に従いFCCは、地域通信の支配的事業者であるBOCsに対して、高度サービス事業への進出は分離子会社によることを義務づけてきた。通信競争のボトルネック施設である加入者線を所有するBOCsの差別的行為を監視しやすくするためである。子会社として分離しても、親会社が100%所有するので、ボトルネック施設へのアクセスにおいて差別的に優遇する動機は消えない。しかし、高度サービス事業を子会社により行うことを義務づけ、さらに、子会社が独立当事者として親会社（BOCs）と取引きすること（アームズレンジス取引）を義務づければ、差別行為を規制機関が発見しやすくなる。

その反面で、子会社設立の義務づけはBOCsの経営コストを引き上げる。この考慮から1996年法は、BOCsに対する高度サービスの分離子会社営業義務づけを4年間に限定した。このため子会社営業義務は既に解消されている。子会社設立は法的義務ではなくなったが、1996年電気通信法のアンバンドル相互接続義務（長期増分費用基準の料金）を逃れるために、高度サービス営業を子会社により実施する動機がBOCsにはある。子会社はBOCsから分離した別法人なので、BOCsに課される1996年法（251条）の義務から逃れられると解釈できるからである（注21）。実際にFCCは、その旨の告示を1998年に発表した（注22）。

さらにFCCは、BOCs間の合併を認可する条件として、合併会社が高度サービス事業を分離子会社により実施することを義務づけた。SBC/Ameritech、そしてBell Atlantic/GTE間の合併が対象である。分離子会社による営業

の義務づけは、対抗する高度サービス事業者に合併会社が通信施設を無差別条件で提供するのを確保するためである（注23）。

(3) ブロードバンドへのFCCの通信規制拡大

ブロードバンドは「高度サービス」（あるいは「情報サービス」）なので、コモンキャリア規制及び1996年電気通信法の地域通信規制（251条）は適用されない。しかしFCCは、高度サービスであっても、BOCsが自社の地域通信回線を利用して行う場合には通信規制を適用すると1999年に表明した（注24）。このため1996年法251条により、ブロードバンド（DSL）のために必要な通信要素をアンバンドル（細分化）して他事業者に提供する義務がBOCsに課される。再販のために通信要素を卸売料金で提供する義務も課される（注25）。

この通信規制をBOCsが逃れるためには、BOCsはISPによるブロードバンドを子会社により実施する必要がある。子会社と親会社（BOCs）間の取引は、アームズレンジス取引により実施する義務がある（注26）。さらにFCCは、ブロードバンドの競争を促進するためとして、BOCs通信回線の上方周波数領域をBOCsが対抗ISPに分与（share）することを義務づけた（注27）。

(4) ケーブルへの通信規制適用の除外

BOCsに対する厳しい規制とは対照的にFCCは、ケーブル会社のブロードバンドにはコモンキャリア義務をはじめとする通信規制を課していない。ケーブル事業の起源がCATV（地域共同受信テレビ）であるため、電気通信とは異なる産業として扱われてきたためである。FCC内にはコモンキャリア局とは別にケーブル局があり、ケーブル事業には電気通信とは別の規制を実施してきた。しかし、ケーブル回線利用のブロードバンドは、CATV

事業の枠を超えて電気通信事業の枠内に入っている。したがって通信規制をケーブル・ブロードバンドに適用すべきではないのか。この点について2000年AT&T対ポートランド市判決(注28)は、ケーブル回線によるブロードバンドを電気通信事業とする見解を示した。

ケーブルによるブロードバンドを電気通信事業とみなしたとしても、通信規制を公益の見地から控える権限をFCCは1996年法により有している。このため、FCCによるケーブル・ブロードバンドへの規制免除は1996年電気通信法に違反しない。しかし憲法上の問題は残り、BOCsへの厳しい規制に比べてケーブル事業者への規制免除は競争上の中立性を欠くとの批判ができる。

BOCsの場合とは異なり、ケーブル会社は、自社系列のISPだけに自社ケーブルを利用させ、対抗ISPには自社ケーブルの利用を拒絶することが許される。これに反対して、ケーブル会社にも通信法のコモンキャリア規制(無差別の回線提供義務)を課すことをFCCに求める論者が少なくない。コモンキャリア規制の対象外であっても、ケーブル事業は反トラスト法の対象になる。しかしオープン・アクセス論によれば、反トラスト規制は有効性を欠く。この「オープン・アクセス」論に対し、過剰規制の「強制アクセス」だとして反対する論者も少なくなく、論者の勢力はほぼ拮抗している(次述)。

ケーブル・ブロードバンドの規制策をFCCは検討しているが、いまだ新しい規制を発表してはいない。FCCの事務局スタッフは、インターネットには規制を控えるべきだとの政策レポートを1999年に発表した(注29)。このレポートは、インターネット事業への新規投資の意欲を規制によって損なってはならないとしている。しかし、BOCsに対してFCCは、ISP事業であっても電気通信規制を課し、周波数分与の義務までも課している。これはインターネットへの規制を控える方針とは矛

盾すると考えられるが、事務局レポートはこの点にふれていない。

(5) 開放的インターネットのためのコモンキャリア規制論

インターネットの開放的構造(open architecture)を維持するため、コモンキャリア規制(無差別の接続提供義務)をブロードバンド・ケーブルに拡大すべきとの主張がなされている。情報社会の法研究の第一人者とみなされているレッシグ(Lawrence Lessig:スタンフォード大学教授)が指導的論者である。レッシグはその代表作[Lessig (1999)]等において次のように提唱してきている。インターネット情報社会においては、政府規制よりも民間企業が設けるソフトの規範(Code)が人々の自由を縛る。この民間規範を政府規制により制約して開放的規範(Open Code)を維持しなければならない。このOpen Code論から、インターネットの開放性をブロードバンド時代においても維持するための政府規制をレッシグは求める。

インターネットの爆発的成長はその開放的構造によるものだとレッシグ等は主張する(注30)。MITのインターネット専門家が「分散制御:end-to-end」と名付ける構造原則がとりわけ重要である。インターネットの最上部構造(インターネット回路の両端—end-to-end)において様々な応用技術(intelligence)を発展させ、インターネット回路(パイプ)自体は単純で汎用性がある構造にとどめるべきとの考え方である。

この原則から、様々な応用技術に対しインターネット回路は無差別でなければならないとの視点が導かれる。インターネット回路の所有者がインターネット技術を支配・管理するのを許せば、イノベーションの自由な発展が妨げられる。レッシグによれば、インターネットの発展は、通信回路を支配・管理して

いたAT&Tを政府が分割し、その後も規制したことによって実現された。

電話会社とは異なり、ケーブル会社は自社系列ISPだけにケーブル回線を利用させており、ケーブル視聴者にISPの選択権を与えていない。すなわち、ケーブル・プロードバンド会社は、アクセスとサービス内容を一体化(バンドル)しているので、許容するサービスを差別している。この視点からレッシング等は、ケーブル会社に電話会社と同様のコモンキャリア規制を及ぼすことを提唱している(注31)。

(6) プロードバンドのコモンキャリア規制への反対論

レッシング等とは逆に、ケーブルに限らずプロードバンド全体にコモンキャリア規制を解除すべきとの論も有力である。その一人のライアンによれば、プロードバンドのどの技術が支配的になるかを予測できないので、「オープン・アクセス」義務をプロードバンド回路の所有者に課すのは時期尚早である。プロードバンド技術が一つあるいは二つの企業によって支配された場合にはじめて規制が必要になる。したがって、BOCsによるプロードバンド(DSL)もケーブル・プロードバンドと同様に扱い、コモンキャリア規制を解除すべきである(注32)。

プロードバンド提供の垂直分離(通信回線とISP・コンテンツ提供の分離)強制は経営コストを高めるとする反対論も存在する。垂直分離により管理主体が分離するので、ネットワークの統合管理ができなくなるとの指摘である。垂直分離を強制されているDSLプロードバンドでは、サービス上の混乱が実際に生じていると報道されている(注33)。電話加入者線利用のDSLとケーブル・プロードバンドは同時期(1997年)に開発され、電話加入者線利用の方が多い数であるため、DSLに将来性がある

と専門家が評価していた。それにもかかわらず、2000年12月時点でケーブル・プロードバンドが圧倒的な優位性を得ている(73%対26%)。この実績が、サービスを統合管理するケーブル・プロードバンドの利点を現していると統合論者は主張している(注34)。

オープン・アクセス義務化の反対論者は共通して、義務化がプロードバンド施設建設の意欲を減少させることを指摘する。ケーブル回線を双方向通話のプロードバンドに対応させるためには高額投資が必要なため、投資インセンティブを確保する必要がある(注35)。

インターネットの開放構造を守るためにオープン・アクセス義務づけが必要とするレッシング説に対して、反対論者は、オープン・アクセスが消費者利便になる場合と閉鎖アクセスが消費者利便になる場合の双方があるので、両者の混合が必要であるとする。オープン・アクセスの一法律義務づけは、インターネットの施設投資を妨げ、機能をも阻害する(注36)。

(7) 米国プロードバンド規制の評価

プロードバンドにコモンキャリア規制(無差別のオープン・アクセス提供義務)を課すべきかについて、米国の論者は二分しており、勢力がほぼ拮抗している。この論点は米国通信規制の最重要論点となっており、多くの論文・コメントが発表されてきている。プロードバンド・インターネットにより電気通信業の性格が変わり、PC・放送・コンテンツ事業と統合した情報産業に変貌しつつある。伝統的な公益事業規制として実施してきた通信規制を全面的に見直して、新しい規制制度を設計することが緊急に必要とされている。この課題を象徴する論点として、プロードバンドのオープン・アクセス問題が浮上している。

米国通信規制の改革としては既に1996年電気通信法の制定がある。しかし1996年法はイ

インターネットの爆発的成长とブロードバンドの到来を予見していなかった。1934年通信法を廃棄せず接ぎ木する形にしたため、1996年法の改革は不徹底であり、コモンキャリア規制をそのまま引き継いだ。そのうえ、さらに介入的な規制（アンバンドル義務が代表）を1996年法は採用した。新規投資とイノベーションが重要なブロードバンド時代に1996年法の介入的規制は適合しないことが明らかになってきている。

公益事業全般においてコモンキャリア規制が退潮して市場競争重視の規制に転換してきた。この転換を、ブロードバンドにより情報産業に変貌しつつある電気通信産業にも及ぼすべきである。1930年代以来のコモンキャリア規制を廃止して、競争法（反トラスト法）基準の規制に移行することが求められる。このため、ケーブル会社と同じく電話会社（BOCs）に対しても、ブロードバンド（DSL）にはコモンキャリア規制（一律の無差別アクセス提供義務）を廃止し、反トラスト基準の規制にゆだねることに妥当性がある。すなわち、反トラスト法の取引拒絶規制（不可欠施設理論による）、抱合せ規制、そして合併規制により、ブロードバンド施設所有者（電話会社、ケーブル会社、衛星会社など）の市場支配力に着目した規制を実施することが、ブロードバンド時代にふさわしい規制となる。

インターネットの開放構造を守るためにコモンキャリア規制が必要とのレッシング説については、市場支配力の有無にかかわらず一律にオープン・アクセスを強制することに説得性がない。閉鎖アクセスの方が消費者利益になる場合があるからである。実際にAOL等の大手ISPは、番組（コンテンツ）においてオープン・アクセス部分（ワールド・ワイド・ウェブ）に閉鎖アクセス部分（独自番組）を組み合わせている。オープン・アクセスの一律強制はブ

ロードバンド事業展開の柔軟性を損なう。ブロードバンド施設所有者の市場支配力濫用には反トラスト法により対応できる。

5 ブロードバンドに対応するわが国の通信規制—現状と改善方向

米国についての上記検討と照らし合わせることにより、わが国の現行ブロードバンド規制を評価し、改善策を探りたい。ブロードバンド市場への独占禁止法適用については、第3節で検討した反トラスト法適用と基本的に同じである。本節の検討は通信規制上の論点に限定する。

(1) 第一種電気通信事業者への接続義務づけの弊害

1996年以前には、わが国の「第一種電気通信事業者」（電気通信施設を所有する事業者）は米国のコモンキャリア義務に相当する義務を負っていなかった。NTTが第二電電との接続交渉を遅滞させているとの苦情を受けて、電気通信審議会は「接続の基本的ルールの在り方について」（1996年12月）を答申した。この答申を受けた97年6月の電気通信事業法改正（第38条）が、接続請求に応じる義務をすべての第一種電気通信事業者に課した。例外として、電気通信サービスの円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき、などの三つの場合が規定されている。

接続条件を「約款」（定型契約：米国のtariffに相当する）により規定することを電気通信事業法（38条の4第2項）が義務づけている。このため、事業法38条の接続提供義務は米国のコモンキャリア規制に相当する。したがって、コモンキャリア規制と同じ弊害を事業法38条は招く。ボトルネック施設を有する事業者に対する接続規制は必要であるが、通信施設を所有する事業者すべてに接続義務を一律に課

すのは過剰規制である。米国では前述のとおりFCCが規制を控える裁量権を有しており、長距離通信にはコモンキャリア規制を解除しているので、日本の規制は米国よりも介入的である。

電気通信産業の情報産業との融合、さらにブロードバンド化により、施設への新規投資とイノベーションがますます重要になっていく。コモンキャリア規制は、投資施設の価値を減少させるので、投資とイノベーションの意欲を損なう。第一種電気通信事業者すべてに課す接続提供義務は廃止し、接続規制はボトルネック保有事業者（市場支配的事業者）に限定すべきである。

ブロードバンド化により、「第一種電気通信事業」の枠に入る事業が拡大する。コモンキャリア規制の対象が広がるので、投資抑制の弊害が拡大する。代表的には米国と同じく、ブロードバンド化によりCATV回路を電気通信施設と解すべきことになる。このため、ブロードバンド・ケーブル事業にも「第一種電気通信事業者」規制の弊害が拡大する。

(2) NTT東西会社に対する「指定電気通信事業者」規制の弊害

「第一種電気通信事業者」共通の規制に加えて、ボトルネック施設を所有する事業者に対しては、米国1996年電気通信法の地域通信規制に相当する規制が1997年6月（電気通信事業法改正）以来課されてきている。米国と同様のアンバンドル義務と長期増分費用基準の相互接続料金がその代表である。ボトルネック性を「各都道府県ごとに2分の1を超える固定端末系伝送路設備を設置する事業者」と定義したので、「指定電気通信事業者」は事実上、NTT東西地域会社に限定される。

米国1996年法251条が地域通信事業者に共通する規制であるのに対し、わが国はボトル

ネック施設の所有企業に規制を限定した。この点はわが国の方が米国より優れている。しかし、競争法基準（不可欠施設論）による接続提供義務に限定せず、アンバンドル、そして長期増分費用基準の接続料金の義務をNTT東西地域会社に課した（2000年5月電気通信事業法改正）。この付加義務について、米国1996年法251条（及びFCC地域通信規則）に対すると同じ批判ができる。すなわち、通信要素を細分化し、それを長期増分費用基準の料金で対抗事業者に利用させる義務をNTT東西会社に課すことは、NTT東西会社と対抗事業者の双方による施設投資とイノベーションの意欲を損なう。

(3) ブロードバンドに対応するNTT東西会社の規制緩和

前記のとおり、ブロードバンド等の「高度サービス」に米国FCCは通信規制を控えており、1996年電気通信法もこれを踏襲して「情報サービス」を規制から外している。FCCはそれにもかかわらず、地域通信会社（BOCs）に対しては、ブロードバンド施設のオープン・アクセスを対抗ISPに提供する義務を課している。ケーブル・ブロードバンドの非規制とは対照的な厳しい規制は、競争上の中立性を損なう。

わが国通信規制は、「第一種」と「第二種」電気通信事業者を規制上区分している。しかし、高度サービスに規制を控える法的及び行政上の基準を設けてはいない。このため、NTT東西地域会社のブロードバンド事業に対して、上記の指定事業者規制がそのまま適用される。2000年と2001年に、高速インターネット接続サービスの需要に応えて機能の細分化を総務省が実施し、2001年7月時点で、接続料規則第4条により26の機能を設定している[総務省・情報通信審議会（2001）]。

ブロードバンドは、これまでの通信サービスとは質的に異なる情報サービスである。したがって、「第一種電気通信事業者」に対する規制を機械的に及ぼすのではなく、別個の競争判断を実施すべきである。米国にならって、ブロードバンド等の「高度サービス」(あるいは「情報サービス」)を規制上、「第一種電気通信事業」とは区分すべきである。「情報サービス」の規制免除を総務省の裁量にゆだねず、法定する方がよい。

その上で、NTT東西地域会社のブロードバンド(及びその他の高度サービス)に対して、加入者線のボトルネック性に着目した競争法基準の規制を実施すべきである。ケーブル・ブロードバンドの勢力が強い地域においては、東西会社加入者線のボトルネック性を否定すべき場合があると考えられる。

(4) NTT東西会社のブロードバンド事業とオープン・アクセス規制

NTT東西地域会社がみずからISP等のブロードバンド事業を実施する際に、対抗ISP(およびコンテンツ会社)を排除する誘因が生じる。競争法による規制については、第3節で既に検討した。競争法基準よりも経営制約的な通信規制をNTT東西地域会社に課すことの妥当性を検討する必要がある。

ボトルネック施設(加入者線)を利用するNTT東西会社に対しては、競争者を排除する行為を規制する必要がある。しかし、ブロードバンドについても加入者線がボトルネック性を有するかは地域市場毎に検討しなければならない。さらに、NTTの加入者線がボトルネック性を有する場合においても、競争法基準よりも介入的な「指定電気通信事業者規制」(アンバンドル義務と長期増分費用基準の相互接続料金)をブロードバンド事業にそのまま課すべきではない。新規投資とイノベーションが重

要なブロードバンドには、細部介入的な規制を控えるべきである。米国FCCにならって、ブロードバンドを含む情報サービスは、基本的通信サービスと区分することにより、通信規制を緩和することが望まれる。

具体的には、NTT東西地域会社が分離子会社によりブロードバンド(及びその他の情報サービス)を実施する場合には、アームズレンジス取引義務を課すことを条件に、アンバンドル・長期増分費用基準の相互接続料金等の「指定電気通信事業者」規制を解除すべきである。この規制緩和は、米国FCCのBOCsに対する高度サービス規制にならっている。

NTT東西地域会社が2001年6月に開始した「Lモード」事業の実例に沿って、上記の提言を具体的に考えてみよう。「Lモード」はドコモ「iモード」の固定電話版なので、ISP事業の一種である。したがって米国について検討したと同じく、地域電話会社自身によるISP事業として、加入者線のオープン・アクセス問題が生じる。

NTT東西地域会社のLモードについて、総務省の情報通信審議会は2001年3月に次を答申した〔総務省・情報通信審議会(2001)〕。「インターネット接続サービスにおける競争においては、端末やポータルサイトといった形で利用者に提示されるコンテンツへの「入り口」の位置づけが極めて大きな重要性を持つ」、そして「インターネット接続サービスにおける競争は、利用者がコンテンツへアクセスし、情報検索をする「入り口」をいかに主導するかの競争となっている」ことから、「ボトルネック性を持つ地域網を提供する主体が同時にこの「入り口」をも一体的に提供する場合には、インターネット接続サービスにおける公正競争条件の確保のために、地域網のボトルネック性からいかに「入り口」のオープン性を担保するかという課題の解決が重要である」。

審議会答申が強調している「入り口」は、ISPあるいはウェップ・ポータル (Yahooなど) を指している。これらが、通信回路 (パイプ) を通して番組 (コンテンツ) を消費者に供給するサービスだからである (本稿第3節を参照)。NTT東西地域会社によるLモードは、通信回路のボトルネック事業者がみずからISPおよびウェップ・ポータルを実施することにあたる。このため米国と同じく、「オープン・アクセス」が問題になる。本稿第3節で検討したとおり、ISP間に競争が確保されれば、ISPによる独自ポータルあるいは番組提供を禁止すべきではない (米国AOLは独自番組を提供することを許容されている)。

NTT東西地域会社は前述のとおり、「第一種電気通信事業者」共通の規制および「指定電気通信事業者」規制の双方により、対抗ISPへの加入者線開放を義務づけられている。多くのISPが既に営業しているので、NTT東西地域会社のLモードは既存ISPと今後の新規ISP (Lモードに対抗するサービスを提供する) からの競争圧力を受けている。したがって、Lモード事業に追加規制を課す必要はないと考えられる。しかし総務省は、情報通信審議会の上記答申を受けて、東日本NTTのLモードに対し、①Lモードに特化した表示を行わない、②他事業者のメニュー画面をLモード利用者が選択できるようにする、③Lモードと同等サービスを提供するための技術条件を競争事業者に開放する、などの行政指導を東日本NTTに課した (注37)。

Lモード対抗サービスの提供機会を確保するための指導として、③には合理性がある。しかし、①と②の指導は過剰規制だと考えられる。ISP市場での競争を確保する必要性を超える規制 (対抗事業者を助ける義務) を通信事業者に課すことは、情報サービスへの投資とイノベーションを妨げる。

総務省は、現行の電気通信事業法が要求する以上の追加規制をNTT東西地域会社に課すことを控えるべきである。それに加えて、ブロードバンド等の情報サービスについては、電気通信事業法の規制を緩和することが求められる。具体的には、NTT東西地域会社が分離子会社により情報サービスを実施する場合には、アームズレンジス取引義務を課した上で、電気通信事業法の規制を解除すべきである。ブロードバンドをはじめとする情報サービスは新規投資とイノベーションが重要なことで、通信規制の緩和が必要である。

むすび

電気通信産業は、インターネットのブロードバンド化により情報産業に転化していく。新規投資とイノベーションの重要性がこのため増大するので、政府は前面からしりぞき、民間企業間の競争にまかせるべきである。ブロードバンド時代には、コモンキャリア規制が代表する公益事業規制は廃止し、競争法適用と競争法基準のボトルネック規制に政府の役割を限定すべきである。

公益事業規制を競争重視の規制に転換させる動きが、米国・英国をさきがけとして先進国に広がってきてている。それにもかかわらず電気通信においては、20世紀初頭以来の「コモンキャリア」規制が廃棄されずに残されている。近年にはさらに、コモンキャリア規制を拡張するアンバンドル接続義務 (長期増分費用基準の料金) を米国が採用し、わが国も追随した。この介入的規制は、競争上のボトルネックに対処する規制として、競争重視の規制に適合すると弁護されている。しかし、参入事業者を支援する規制は、競争条件の均等性を妨げる。このため、新規投資とイノベーションの意欲を既存事業者と参入事業者の双方が失ってしまう。新規投資とイノベーション

が格段に重要性を増すブロードバンド時代には、コモンキャリア規制のみならず、参入支援のための介入的規制も廃止すべきである。

公益事業規制としての通信規制には、公益を客観的に定義できない欠陥がある。公益規制は裁量的行政にならざるを得ないので、企業経営への総務省（旧郵政省）の介入に歛止めが利かなくなる。ブロードバンド時代の情報通信産業には、公益理念による通信規制は適合しない。公益基準から競争政策基準に通信規制を転換する必要がある。競争法適用においても、投資とイノベーション意欲の保護を重視すべきであり、短期の市場集中度引き下げと競争者数増加を目的としてはいけない。

(注21) Jorde, Sidak, and Teece (2000), p. 17.

(注22) FCC, *In re Deployment of Wireline Services Offering Advanced Telecommunications Capability*, CC Docket No. 98-47, August 6, 1998. 滝川 (2001), 73頁参照。

(注23) FCC 00-290, *Second Report*, para. 256.

(注24) FCC, *Advanced Services Order on Remand*, para.2-3.

(注25) FCC 00-290, *Second Report*, para. 253.

(注26) FCC, *In re Deployment of Wireline Services Offering Advanced Telecommunications Capability*, CC Docket No. 98-147, August 6, 1998.

(注27) FCC 99-355, *The Advanced Services Third Report and Order*, November 18, 1999.

(注28) AT&T Corp. v. City of Portland, 216 F.3d 871 (9th Cir. 2000).

(注29) Jason Oxman, "The FCC and the Unregulation of the Internet", Office of Plans and Policy, FCC, OPP Working Paper No. 31, July 1999.

(注30) Lemley and Lessig (2001), p. 930.

(注31) コモンキャリア規制の中で料金規制を除き、無差別アクセス提供義務を課すべきとする——

Lemley and Lessig (2001), p. 940, p. 964.

(注32) Litan (2001), pp. 1079-81.

(注33) Hazlett and Bittlingmayer (2001), p. 44が引用するNew York Times (December 28, 2000)。わが国ではヤフーのADSLサービスが、NTT東西会社との手続き（通信サービスの品質確認など）が間に合わないため、サービス開始を1ヶ月延期した（日本経済新聞、2001.7.30夕刊）。

(注34) Hazlett, and Bittlingmayer (2001), pp. 40-41.

(注35) たとえば、Hazlett, and Bittlingmayer (2001), pp. 3-5.

(注36) Hazlett, and Bittlingmayer (2001), p. 57.

(注37) 総務省総合通信基盤局「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のしモードサービスに関する許可及び認可」2001年4月18日。

参考文献

Hazlett, T.Z. and George Bittlingmayer (2001), "The Political Economy of Open Access", AEI-Brookings Joint Center for Regulatory Studies, Working Paper 01-06, May 2001.

Jorde, T.M., Sidak, J.G., and Teece, D.J. (2000), "Innovation, Investment, and Unbundling", 17 *Yale Journal on Regulation* 1.

Kearney, J.D. and T.W. Merrill (1998), "The Great Transformation of Regulated Industries Law", 98 *Columbia Law Review* 1323.

Laffont, Jean-Jacques and Tirole, Jean (2000), *Competition in Telecommunications*, The MIT Press.

Lemley, M.A. and Lawrence Lessig (2001), "The End to End: Preserving the Architecture of the Internet In the Broadband Era", 48 *UCLA Law Review* 925.

Lessig, Lawrence (1999), *Code and other Laws of Cyberspace*, Basic Books, New York.

Litan, R.E. (2001), "Law and Policy in the Age of the Internet", 50 *Duke Law Review* 1045.

Piraino, T.A. (1998), "An Antitrust Remedy or Monopoly Leverage by Electric Networks", 93 *Northwestern Univ. Law Review* 1.

Rubinstein, D.L. and H.J. Singer (2001), "Open Access to Broadband Networks: A Case Study of the AOL/Time Warner Merger", 16 *Berkeley Technology Law Journal* 631.

総務省(2001)「高速・超高速インターネット全国普及推進プログラム——21世紀における情報通信ネットワーク整備に関する懇談会最終報告書」(2001年8月)。

総務省・情報通信審議会(2001)「IT時代の接続ルールの在り方について(接続ルールの見直し・第二次答申)」(2001年7月)。

Speta, J.B. (2000), "Handicapping the Race for the Last Mile: A Critique of Open Access Rules for Broadband Platforms", 17 *Yale Journal on Regulation* 39.

滝川敏明(1999)「参入支援の接続ルールと公正競争秩序」

「InfoCom REVIEW」(情報通信総合研究所)第17号。

滝川敏明(2001)「IT時代の電気通信規制」「公正取引」No. 604 (2001年2月号)。

(たきがわ・としあき 関西大学法学部教授)

